

坂城町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税(寄附金)制度による地元特産品等の PR、販路拡大などに伴う地元産業の活性化を目指し、坂城町へ寄附された方への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2 応募条件

(1) 協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります。

- (ア) 各種法令、条例等に基づいた生産、製造及び販売を行っていること。
- (イ) 原則、本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が町内にある法人、団体又は個人事業者であること。
- (ウ) 町税及び町関連の使用料を滞納していないこと。
- (エ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(2) 返礼品について

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- (ア) 坂城町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (イ) 町内で生産、製造及び加工されているもの、町内の原材料を使用し、又は坂城町に特に縁の深いもののいずれかに該当していること。
- (ウ) 品質及び数量の安定した供給が見込めること。ただし、期間又は数量を限定して供給を可能とするものは取り扱うものとする。
- (エ) 品物が飲食物の場合においては、寄附者に商品到着後5日以上の賞味期限が設けられていること。
- (オ) 品物が体験型サービスなどイベントを提供する場合には、原則発行日から、1年間以上有効期限を有すること。

(3) 返礼品の金額区分について

返礼品の価格は、寄附金額に応じた区分によることとします。また返礼品の価格には、品物の代金、消費税及び地方消費税、送料その他のすべての経費を含むものとします。

(4) 費用負担

返礼品の商品等の費用、送料は坂城町が負担します。

(5) 協力事業者の特典等

- (ア) 坂城町が委託契約を締結する、ふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載します。
- (イ) 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

3 返礼品取りまとめ

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を町の選定する事業者へ委託します。

4 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、坂城町から提供された寄附者の個人情報を「坂城町情報公開及び情報保護に関する条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (2) 具体的な返礼品の選考は坂城町が決定します。
- (3) 2 (1) (イ) に掲げる協力事業者のうち、坂城町に本社を有する協力事業者の提案を優先する場合があります。
- (4) 1社あたりの協力事業者の商品提案数を制限する場合があります。
- (5) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託事業者までご連絡ください。
- (7) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、協力事業者において真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。
- (8) 坂城町は、協力事業者及び商品が本要項2に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品調達を中止することができます。

【お問合せ先】

坂城町役場 企画政策課 企画調整係
〒389-0692 埴科郡坂城町大字坂城 10050
TEL : 0268-82-3111 FAX : 0268-82-8307
Email : k-chousei@town.sakaki.nagano.jp

(別紙)

承諾書及び申立書

私は、坂城町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者に応募するに当たり、坂城町が坂城町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項（以下「要項」という）2に規定する応募条件を確認するため、以下の3点について、承諾及び申し立てます。

- 1 町税に関する課税台帳等税務関係書類又は使用料に関する書類を坂城町が調査確認することを承諾します。
- 2 要項2（1）の条件をすべて満たす協力事業者であることを申し立てます。
- 3 返礼品は、要項2（2）の条件をすべて満たす商品等であることを申し立てます。

令和 年 月 日

坂城町長 殿

事業者所在地

事業者名

代表者名

印